

自動車・軽自動車・バイク・耕運機など

廃車・変更などの手続きは3月29日(金)までに



軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在の所有者などに課税されます。バイク、小型特殊自動車(耕運機など)などを使用しなくなった場合や譲渡した場合は、手続きをしなければ元の所有者などに課税されます。また、住所が変わった場合も変更手続きが必要です。

軽自動車税(種別割)は、普通車などの自動車税(種別割)と異なり、月割で課税する制度ではありません。4月2日以降に廃車や名義変更をしたとしても、1年分の税金が課税されます。手続きが済んでいない人は、早急に手続きをお願いします。また、軽自動車の種類により手続き場所が異なります。[※]注意ください。

| 軽自動車の種類 | 手続き・問い合わせ先 |
|---|---------------------------------------|
| 吉岡町のナンバーが付いた125cc以下のバイク、特定小型原動機付自転車、小型特殊自動車 | 町役場税務会計課税務室 ☎26-2237(直通) |
| 軽二輪(125cc超250cc以下) | 群馬県自動車整備振興会 ☎050-5540-2021(音声案内) |
| 二輪の小型自動車(250cc超) | 関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内) |
| 軽四輪 | 軽自動車検査協会群馬事務所 ☎050-3816-3109(音声案内) |

自動車税(種別割)

毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販売の場合は使用者)に課税される県税です。

次の場合は、3月29日(金)までに運輸支局で必ず手続きを行ってください。また、手続きを販売業者などに依頼したときは、必ず手続きが済んでいるかご確認ください。

- ▼**手続きが必要な場合**
- 名義人の住所、氏名を変更した
- 自動車を売買・譲渡した
- 自動車を廃車した

⚠ 手続きをしないと、すでに使用していない自動車の税金を納めることになる、転居先に納税通知書が届かないなど、トラブルの原因になります。

| 問い合わせ先 | |
|---------------|---|
| 自動車税(種別割)について | 群馬県自動車税事務所 ☎027-263-4343 渋川行政県税事務所 ☎22-4050 または各行政県税事務所 |
| 登録について | 関東運輸局群馬運輸支局 ☎050-5540-2021(音声案内) |

今月の納税

国民健康保険税
介護保険料
後期高齢者医療保険料

…9期

納期限 4月1日(月)

コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPay
でも納付できます。また、便利で確実な
口座振替もご利用ください。

届け出に必要なもの

マイナンバーが分かるもの 本人確認書類(運転免許証など)
※その他届け出に応じて必要なものがあります。詳しくは以下の表をご覧ください。

| 届け出が必要なき | | 上記の他に必要なもの |
|----------|---|---|
| 加入 | 他の市区町村から転入してきた/ 子どもが生まれた | |
| | 職場の健康保険をやめたか、扶養 家族でなくなった | 社会保険離脱証明書 |
| | 生活保護を受けなくなった | 保護廃止決定通知書 |
| | 外国人住民で住民票が作成された (在留期間が3か月を超えるなど) | 特別永住者証明書または 在留カード(外国人登録証 明書)、パスポート |
| 離脱 | 他の市区町村に転出する/ 死亡した | 健康保険証 |
| | 職場の健康保険に入ったか、扶養家 族になった(※ぐんま電子申請受付 システムから手続き可能です。) | 国民健康保険証と加入し た職場の健康保険証(認定 日が記入されたもの) |
| | 生活保護を受けるようになった | 健康保険証、保護開始決定 通知書 |
| その他 | 住所・世帯主・氏名などを変更した | 健康保険証 |
| | 修学のため他の市区町村に転出し、 町の保険証が必要 | 健康保険証、在学証明書ま たは学生証の写し |

届け出を忘れずに

国民健康保険(国保)の加入・離脱

国保の加入・離脱には、異動
があった日から14日以内に届
け出が必要です。加入の届け
出が遅れると、一度に多額の
国保税の支払いが生じる場合
があり、離脱の届け出が遅れ
ると、納める必要のない国保
税が課税され続けてしまう場
合があります。忘れずに届け
出をしてください。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249(直通)



▲資格喪失に関する申し
出はこちらから(ぐんま
電子申請受付システム)



路線バス(箕郷～渋川駅線) ダイヤの一部減便について

関係市町村の補助により運行している路線バス、箕郷～渋川駅線のダイヤを4月1日から土曜日・日曜日・祝日・年末年始に限り、一部減便することとなりました。利用者にはご不便をおかけしますが、引き続き公共交通の維持のため、ご利用ください。

なお、減便後のダイヤについては、各バス停に掲載される時刻表または、株式会社群馬バスホームページをご覧ください。

問い合わせ先
(株)群馬バス
☎027-371-8588
企画財政課 企画室
☎26-2241(直通)



▲時刻表はこちらから
(株)群馬バスホームページ)

福祉医療費受給資格者証を送付します

新高校1年生相当年齢の子どもの保護者の皆さんへ

4月1日から利用できる福祉医療費受給資格者証を3月中旬までに送付します。現在使用している福祉医療費受給資格者証(有効期限が令和6年3月31日)は4月以降破棄するか、窓口までお持ちください。

▼問い合わせ先
住民課 保険室
☎26・2249(直通)

※母子・父子家庭および重度心身障害者などで福祉医療費受給資格をお持ちの場合は送付しません。現在お持ちの証を引き続きお使いください。



ひとりで悩んでいませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス、配偶者や事実婚、交際相手など親しい関係で起こる暴力)は、許されない人権侵害行為です。

つらい思いをされている人はご相談ください。

※命の危険を感じた場合は迷わず110番通報してください。



▲相談窓口一覧
(県ホームページ)

問い合わせ先 住民課 住民環境室 ☎26-2244 (直通)

町政ニュース

令和6年度の固定資産税について

縦覧帳簿の縦覧

縦覧は、町内に固定資産を有する固定資産税の納税者が自分の土地・家屋と他の土地・家屋の価格を比較し、登録された価格が公平・適正であるか確認するための制度です。
※土地納税者は土地、家屋納税者は家屋の縦覧ができます。

▼縦覧期間(開庁時間内)

4月1日(月)～30日(日)

▼記載内容

町内の土地や家屋の評価額

※所有者の住所や氏名などは記載されていません。

▼縦覧できる人

- 納税者
- 納税者の委任を受けた人
- 必要なもの

□顔写真付きの本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)

□委任状(委任を受けた人)

▼手数料 無料

課税台帳の縦覧

縦覧は、固定資産税課税台帳に登録された内容を確認できる制度です。

※課税台帳の内容は、納税通

縦覧帳簿の縦覧と課税台帳の縦覧



まちな花

知書に添付されている課税資産の明細でも確認できます。

▼縦覧期間(開庁時間内)

4月1日(月)～令和7年3月31日(日)

▼記載内容

固定資産の評価額と税額

▼縦覧できる人

- 納税者
- 納税管理人
- これらの人から委任を受けた人
- 借地借家人
- 必要なもの

□顔写真付きの本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)

□委任状(委任を受けた人)

□借地借家人は契約書

▼手数料 1枚300円

※縦覧帳簿の縦覧期間(4月1日(月)～30日(日))は無料

縦覧・縦覧場所・問い合わせ先

税務会計課 税務室
☎26・2238 (直通)

所得課税証明書の発行による対応をお願いします

児童手当所得証明書の交付が終了しました

児童手当の支給要件として確認する項目が所得課税証明書に記載されているため、児童手当用所得証明書の交付については3月31日(日)をもって終了とさせていただきます。
4月1日(月)以降、児童手当の申請のために所得に関する証明書が必要な人は、所得課税証明書を利用してください。
なお、コンビニエンスストア

アなどに設置されたマルチコピー機で所得課税証明書を発行することもできますが、所得がある人で住民税が非課税の人は、コンビニエンスストアなどでの発行ができません。税務室窓口で発行をお願いします。

▼問い合わせ先

税務会計課 税務室
☎26・2237 (直通)

第3月曜日 午後7時まで

証明発行窓口時間延長サービスの時間が変わります



まちな木

令和6年4月から、証明発行窓口時間延長のサービスが毎月第3月曜日の午後7時までとなりません。祝日などで閉庁の場合は、翌開庁日に実施します。広報よしおか裏表紙のスケジュールカレンダーに実施日を掲載しますのでご覧ください。

▼交付できる書類 戸籍・除籍謄抄本、その他戸籍証明書、住民票謄抄本、印鑑証明書、印鑑登録証、マイナンバーカードなど

※証明書の申請には、マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。

※印鑑証明書の取得には印鑑登録証が必要です。

※マイナンバーカードの受け取りには別途必要なものがありますのでお問い合わせください。

▼問い合わせ先
住民課 住民環境室
☎26・2244 (直通)



まちな鳥